

御社の社会保険料、払いすぎていませんか？

～ 顧問先と世間話をするためのマル秘知恵袋～



昨年は、社会保険庁の年金改ざん問題や消えた年金などが世間を騒がせました。企業の社長や担当役員の方の中には、会社が支払っている「社会保険料」について、年々上がっていくことには不満を感じるものの、「固定費だから仕方ない」と諦めている方も多いのではないのでしょうか。

しかし、給与の支払い方法や会社の制度を少し工夫するだけで、社会保険料を適正化することができるのです。社会保険料は労使で負担します。つまり、社会保険料を適正化することは、会社負担の社会保険料が削減できるだけでなく、従業員が支払う金額も削減できるため、従業員の了承を得られやすいというメリットがあります。

今回のメルマガでは、社会保険料を適正化する知恵を3つご紹介したいと思います。

平成21年度の社会保険料率をチェック！

社会保険	保険料率
健康保険	8.20% (労使折半)
厚生年金保険	15.35% (労使折半)
介護保険	1.19% (労使折半)
雇用保険(二事業除く)	0.80% (労使折半)

平成21年度
改正ポイント！

ポイント

介護保険は平成21年3月1日から、雇用保険は平成21年3月31日から改正になりました。

知恵1 4、5、6月の残業を減らす

毎月給与から天引きされている社会保険料。この社会保険料の額は、4、5、6月の給与の額をもとに決定され、大幅な給与額の変動などがない限り、その年の9月から翌年の8月まで適用されます。

つまり、4、5、6月の給与の額を少なくすれば、その分社会保険料の額も少なくなる、というわけです。この「給与」は、基本給だけで無く、諸手当や残業代なども含みます。基本給は簡単に減らせません。しかし、残業なら減らせます。4、5、6月の残業を減らすことにより社会保険料を適正化することができ、もし「残業代が減ると手取りが減って困る」と従業員から言われても、1年間を通して支払う社会保険料は減るわけですから、手取り額は増えることとなります。また、無駄な残業を減らすきっかけになるかもしれません。

知恵2 昇給時期を7月にする

先ほどと同じ原理で、もう一つ社会保険料を適正化できる知恵があります。それが、「昇給時期」です。昇給時期は通常4月としている会社が多いですが、その昇給時期を7月にします。先ほども書いたとおり、4、5、6月の給与の額を少なくすれば、その分1年間の社会保険料の額も少なくなるため、昇給時期をずらすだけで社会保険料適正化が図れるのです。

知恵3 賞与を年1回の支給にする

～従業員1人当たり、会社負担を年間約12万円削減～

社会保険料として天引きされる健康保険料・厚生年金保険料。ご存知のとおり、月々の給与のほか、賞与からも控除されます。その賞与にかかる健康保険料・厚生年金保険料ですが、ある一定の賞与の額を超えると社会保険料は同じ額になることをご存知でしょうか。

実は、健康保険料は、賞与の額が年度累計540万円を超えると、その年度内にどれだけ支給しても保険料は変わりません。

また、厚生年金保険料は、1回の支給で150万円を超えると、金額がどれだけ増えても保険料は変わりません。

【試算してみましょう】

年間賞与が300万円の会社員の場合、会社が負担する社会保険料は.....

(年2回支給した場合)

夏 150万円支給	⇒	健康保険料	$150 \text{万円} \times 4.1\% \times 2 \text{回} = 12 \text{万円}$
冬 150万円支給		厚生年金保険料	$150 \text{万円} \times 7.6\% \times 2 \text{回} = 23 \text{万円}$
		合計	35万円

(年1回だけの支給にした場合)

夏 300万円支給	⇒	健康保険料	$300 \text{万円} \times 4.1\% \times 1 \text{回} = 12 \text{万円}$
冬 支給なし		厚生年金保険料	$150 \text{万円} \times 7.6\% \times 1 \text{回} = 11 \text{万円}$
		合計	23万円

賞与を年1回の支給にすると、35万円 - 23万円 = 12万円削減出来るのです。

なお、この金額は、会社負担分だけを計算しています。冒頭でも説明したとおり、社会保険料は労使で折半するため、従業員の負担も同額の12万円削減することが出来るのです。

〔 なお、厳密に言うと、社会保険料は賞与額そのものではなく、「標準賞与額」をもとに計算されます。
標準賞与額とは、賞与の額を等級に区分し決定されたものを指します。 〕

今後、厚生年金保険料は、平成29年まで毎年0.354%ずつ上がることが決まっています。「固定費だから仕方ないと諦めていると支出は増えていくばかりです。今回ご紹介した以外にも、「社宅制度」を利用した社会保険料削減、節税対策法や、59歳の従業員に賞与を支払わない方が年金が増えるなどのマル秘テクニックもあります。ひと工夫して“適正”な社会保険料を支払うよう顧問先に提案していきたいものです。

< 著者プロフィール >

北村 庄吾 氏 (監修) 担当: 神野 沙樹

ブレイン ((株)ブレインコンサルティングオフィス・総合事務所 Brain) 代表

1961 年生まれ 熊本県出身 中央大学卒業。社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー。

TV、雑誌での「年金博士」として活躍。年金・医療保険等の社会保険制度や名ばかり管理職・サービス残業等の雇用問題に対して鋭いメスを入れる。著書に『大失業時代を生き抜く知恵 300 万円得する! 「会社の辞め方」』(小学館)、『定年前後のお金の手続き』(Gakken) などがある。

代表を務めるブレインでは、PSR ネットワークとして全国の社会保険労務士 600 名以上を組織している。



今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488